

北九州市立大学ネーミングライツ事業募集要項

公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）は、「公立大学法人北九州市立大学ネーミングライツ事業要綱」に基づき、施設等の整備・有効活用及び教育研究環境を強化することにより、本学の価値を向上させることを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。）に、本学の施設等の別称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設等

- (1) 体育館兼講堂
- (2) 図書館
- (3) 青嵐グラウンド
- (4) 日の出グラウンド

3. 募集の概要

- ①契約期間（命名権の付与期間） 原則3年以上5年以下（更新可）
- ②命名権料

別に定めるネーミングライツ対象施設一覧の希望命名権料によります。なお希望命名権料を下回る応募も可能ですが、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。審査は申し込み順に行います。

4. 募集期間

2025年10月1日（水）～

5. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) ギャンブルに関わる業種（公営ギャンブル、宝くじ及びスポーツ振興くじ

は除く)

- (3) たばこ製造に関わる業種
- (4) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）等に抵触するもの
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 占い、運勢判断に関するもの
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (12) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (13) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反しているもの
- (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (15) 規制対象となっていない業種においても、社会問題をおこしている業種や事業者
- (16) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という）に規定する暴力団のほか次に掲げる者でないこと。

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）または暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者。

イ 次のいずれかに該当する者

（ア）法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。

注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

（イ）自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

（ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

（エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ウ 前記ア又はイの者の依頼を受けて応募しようとする者。

- (17) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する者を除く。)
- (18) 政治団体 (政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条第 1 項に規定する政治団体をいう。)
- (19) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体
- (20) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- (21) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (22) その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと理事長が認めるもの

6. 命名権の付与条件

(1) 別称等

- ① 命名する別称等 (法人等名、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称) は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい別称等として、以下に該当するものは使用できません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害となるもの

エ 政治性のあるもの

オ 宗教性のあるもの

カ 社会問題についての主義主張

キ 個人又は法人の名刺広告

ク 美観風致を害するおそれがあるもの

ケ 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

コ その他別称等として適当でないと理事長が認めるもの

- ③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず別称等を命名することとし、原則、契約期間中は、別称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。
- ④ その他「公立大学法人北九州市立大学ネーミングライツ事業要綱」「公立大学法人北九州市立大学広告掲載要綱」「公立大学法人北九州市立大学広告掲載基準」を遵守してください。

(2) 命名権者の特典

命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の別称等のサイン、インフォメーションボード、看板等を設置できます。なお、別称等のサイン、インフォメーションボード、看板等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、バナー広告を掲載いたします。
また、ご希望があれば、学内ポスターの掲出ができます。
- ③ 命名権者は、命名権者であることをPRすることができます。
- ④ 命名権の付与期間（契約期間）終了の3ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等の契約更新に際して優先して協議を行います。
- ⑤ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

7. 別称等の表示、使用等について

(1) 費用負担

- ① 別称等の表示（サイン、看板等の設置及び変更）に係る必要な経費は、命名権者の負担とします。
- ② 契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。
- ③ 別称等の使用開始日において、別称等のサイン、インフォメーションボード等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。

(2) 維持管理責任

- ① 別称等及び看板の切り替え、撤去などの維持管理については、本学と協議して、事業者の負担で行ってください。
- ② 別称等及び看板を掲出するに当たっては、施設に負担のない方法で固定するなど、地震等の際の転倒・落下に対する防止策を十分に行ってください。
- ③ 事業者は掲出された別称等及び看板に関する一切の責任を負うものとし、適切に設置・管理してください。
- ④ 第三者に損害を与えた場合、または、施設等の利用者等によって掲出された広告が毀損された場合、事業者の責任及び負担において解決してください。

8. 現場説明会

現場説明会を希望される場合は、事前に下記の問い合わせ先までご連絡ください

い。

9. 提出書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式 1 号）
- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ 役員一覧（別紙様式）
- ⑧ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類
- ⑨ 申請時から過去 5 年間に於いて、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類（A4 サイズ 1 枚程度）

10. 選考方法

本学が設置するネーミングライツ審査委員会において、応募の趣旨、応募資格、命名権料、契約期間、別称等その他の提案内容、経営状況等を総合的に判断し選考します。また、応募者が 1 者のみの場合も、命名権者としてふさわしいかどうかを判断します。なお、応募者の多寡に関わらず、採用とされない場合もあります。

11. 選考結果の通知、公表

選考結果は、すべての応募者に通知します。採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者決定通知書（別記様式第 2 号）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者不採用決定通知書（別記様式第 3 号）により、通知します。なお、審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、命名権者を選考しないこととします。また、本学の公式ウェブサイト等で公表します。

12. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。正式に契約を締結した後、その事業者等名、施設等の「別称等」、命名権料、契約期間等を公表します。ただし、命名権料については、命名権者が非公開を希望した場合、非公開とすることもあります。

13. 命名権料の納入

原則、本学が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごとに一括で納入することになります。ただし、初年度分については、協定締結時期によって納入時期及び命名権料が異なります。

14. リスクの分散

対象施設等に付けた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

15. 契約の解除

本学は、以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別記様式第4号）を、提出することで、契約を解除できることとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

- ① 指定する期日までに命名権料の納入がなかったとき。
- ② 命名権者の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難なとき。この場合において、命名権者は、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学と命名権者とが協議の上、決定します。
- ③ 命名権者が、法令及び規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ④ 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ⑤ その他本学が命名権の付与を取り消すことを必要と認めたとき。

16. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、北九州市情報公開条例又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

17. 申込書の提出先及び問合せ先

北九州市立大学 総務課 施設係

〒802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方四丁目2番1号

TEL：093-964-4465

FAX：093-964-4000

Email：shisetsu@kitakyu-u.ac.jp